| （9） | 第672号 市政 | ス 広 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 届け出が必要なとき | 届け出に必要なもの |
| $\begin{aligned} & \text { 架 } \\ & \text { 入 } \\ & \text { の者 } \\ & \text { 続 } \end{aligned}$ | 1．八幡 | 印かん，転出証明書 |
|  | 2．子どもが生まれたとき | 印かん，国民健康保険証，母子健康手帳 |
|  | 3．他の健康保険等を脱退した とき | 印かん，健康保険等の脱退証明書 |
|  | 4．生活保護が廃止されたとき | 印かん，保護廃止決定通知書 |
|  | 1．八幡市から転出するとき | 印かん，国民健康保険証 |
|  | 2．家族が死亡したとき | 印かん，国民健康保険証，死亡を証明するもの |
|  | 3．他の健康保険等に加入した とき | 印かん，国民健康保険証，新しい健康保険証 |
|  | 4．生活保護を受けるようにな ったとき | 印かん，国民健康保険証，保護開始決定通知書 |
|  | 1．市内での転居，氏名変更，世帯主変更 | 印かん，国民健康保険 |
|  | 2．保険証の紛失や汚れて使え なくなったとき | 印かん，国民健康保険証ま たは本人確認のできるもの |
|  | 3．修学のため，家族が他の市町村に住むとき | 印かん，国民健康保険証，在学証明書 |
| ※届け出には個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりま すので，個人番号カード，または個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。代理人は，委任状と本人碓認のできるものが必要です。 |  |  |























## 男女共同参画プラン懇話会 委員を募集

男女共同参画プラン银話会の り）
委員を募集します。委員の皆さ $\nabla$ 募集期間 7月1日（月）～ んには，「八幡市男女共同参画 7月19日（金）
プラン（仮称：るーぷ計画III）」 $\nabla$ 応募方法 応募用紙に住所， の策定を行うため，プランに関 氏名，応募の動機（200字程度） する審議や男女共同参画に関す 等を記入し，人権啓発課へ提出 るご意見をいただきます。 してください（郵送•FAX• $\nabla$ 対象 市内に在住•在勤•在学 電子メール可）。※応募用紙は者（18歳から概ね 70 歳）で，平日 人権啓発課や市役所の総合案 （令和元年度，2年度に各2回程度）の会議に出席できる人。 ※市の他の審議会等の市民公募内，市民図書館等にあります（市 ホームページからも入手可）。委員，国，地方公共団体の議員围•問人権啓発課（〒614－8073 または常勤の公務員は対象外で す。八幡軸63番地 八幡人権•交流 センター内）『981－3127，F A $\nabla$ 募集人数 2 人程度（報酬あ mb．city．yawata．kyoto．jp）

テ29 6


|  | 便しなビ活ら利て財スにし市 なく源を欠や税座きす供せち料振い。納るなくなは の期た事り利 内め業な市用を納貴サ生暮 |
| :---: | :---: |
|  |  |



|  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

## 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場 税額を減額します。
合，当該家屋の固定資産税額の 2 分 の 1 または 3 分の 2 相当額を減額し ます。
【減額される要件】
$\nabla$ 昭和57年1月1日以前から存在す
る住宅であること。
$\nabla$ 令和 2 年 3 月31日までに，現行の耐震基準に適合させるための改修工事を行い，費用の合計が50万円を超 えるものであること。
［減額の期間】
改修工事が完了した年の翌年度か ら，次のとおり家屋に係る固定資産
－令和 2 年 3 月31日までに改修工事 が完了…1年間
－通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了…2年間
［減額する額］
改修した家屋の固定資産税額（120 $\mathrm{m}^{2}$ 相当分までに限る）の 2 分の 1 相当額。なお，平成29年4月1日以降 に改修を行ったことにより，認定長期優良住宅に該当することとなった場合は，固定資産税額（ $120 \mathrm{~m}^{2}$ 相当分までに限る）の 3 分の 2 相当額。

## ［手続き】

改修工事完了後 3 カ月以内に，地方公共団体•建築士事務所に登録す る建築士•指定確認検査機関•登録住宅性能評価機関，住宅瑕疵担保（かしたんぽ）責任保険法人の いずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書•領収書（写し）を添付し，申請してください。なね，認定長期優良住宅に該当する場合は，「認定通知書（写し）」も必要となりま す。
※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので，番

号確認書類（通知カード等）と身元確認書類（免許証やパスポートなど） をご持参ください。また，郵送の場合には写しを同封してください。な お，マイナンバーカード（個人番号 カード）を取得された人は，当カー ドのみで確認できます。
ふ耐震改修軽減は，熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減と の併用はできません。
ふ他にも，「バリアフリー改修」や「熱損失防止改修」を実施し，その改修が一定の条件に当てはまる場合，固定資産税が減額されます。詳 しくは，お問い合わせください。間税務課資産税係（『983－2480）

